

文教委員會議録 第八号

昭和三十一年二月二十一日(火曜日)
午前十時三十九分開議

出席委員

- 委員長 佐藤觀次郎君
- 理事赤城 宗徳君 理事加藤 精三君
- 理事高村 坂彦君 理事坂田 道太君
- 理事米田 吉盛君 理事鈴木 義男君
- 理事山崎 始男君
- 伊東 岩男君 田中 久雄君
- 並木 芳雄君 町村 金五君
- 山口 好一君 河野 正君
- 小牧 次生君 高津 正道君
- 野原 覺君 平田 ヒデ君

出席國務大臣

- 文部大臣 清瀬 一郎君
- 出席政府委員 竹尾 式君
- 文部事務次官 緒方 信一君
- 中等教育局長 稲田 清助君
- 文部事務官(大) 齋藤 正君
- 文部事務官(大) 齋藤 正君
- 官房総務課長 専門員 石井 勲君

二月十七日

委員久野忠治君辞任につき、その補欠として高木松吉君が議長の指名で委員に選任された。

同日
同月二十日
学校給食法の一部を改正する法律案(内閣提出第六十五号)

同日

教職員の退職年金等の勤続年数通算に関する請願(山口丈太郎君紹介)(第七〇四号)

第一類第六号 文教委員會議録第八号 昭和三十一年二月二十一日

写真技能師法制定に関する請願(山本猛夫君紹介)(第七四〇号)

同(藤枝泉介君紹介)(第七八四号)

地方教育委員会制度存続に関する請願(平田ヒデ君紹介)(第七四一号)

青年学級運営費国庫補助に関する請願(長谷川保君紹介)(第七六三号)

盲学校及びろう学校高等部への就学義務制に関する請願(野原覺君紹介)(第七八五号)

航空機操音による学校施設移築費国庫補助に関する請願(床次徳二君紹介)(第七八六号)

松岩寺の単立寺院認証取消に関する請願(村松久義君紹介)(第七八七号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

日本学士院法案(内閣提出第六号)

日本学術會議法の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

就学困難な児童のための教科用図書

の給付に対する国の補助に関する法律案(内閣提出第二〇号)

文部行政に関する説明聴取

佐藤委員長 これより會議を開きます。

まず国立学校設置法の一部を改正する法律案及び日本学士院法案を一括議題として審査を進めます。質疑を許します。河野正君。

○河野(正)委員 ただいま上程になりました二案につきまして若干の質問をいたしたいと思います。

まず第一に国立学校設置法の一部改正案のウイリス研究所の問題でございますが、法案の趣旨から考えてみますと、ウイリスの探究並びにウイリス病の予防及び治療に関する学理及びその応用を研究するものであるといるのでございまして、大体医学的な立場の研究所だ、とこういふふうにわれわれ理解するわけでございしますが、さよう理解してよろしゅうございしますか。

○稲田政府委員 ただいまのお話のように、設置いたしますのが京都大学の医学部関係者を中心として設置するのから考へても、またウイリスの探究といふことが、やはり病理学的にあるいは予防衛生的に非常に大事といふような点から見ましても、この研究所の第一目的といたします。また研究の出発点は医学的の意味でございします。しかし研究いたします場合に、ウイリスそのものの物理的、化学的性状その他を探究する必要がありますことはもとよりでございます。

○河野(正)委員 大抵性格はただいまの答弁で理解できるわけでございしますが、今日日本の国内でウイリス研究所というものは、一体どのくらいあるのですか。

○稲田政府委員 これは国公私立の医学を研究いたします大学におきましては、御承知のように多かれ少なかれ研究いたしますけれども、特に目立っておりますのは、東京大学に付置せられた伝染病研究所、それから大阪大

学に付置せられました微生物病研究所、それから京都大学の医学部、これらがこの関係におきましては一番顕著な研究業績をあげているように聞いております。

○河野(正)委員 ただいまの御説明によりまして、東大その他におきましても、ウイリスの研究の一環として、それぞれの研究機関が設けられているといふふうなお話でございしますが、今回京都大学に生れましたウイリス研究所というものは、具体的に名称もはっきりとウイリス研究所という名前もあつたつておられるわけでございしますが、しかしながら九大等におきましても、ただいま大学局長からお話がありましたように、大なり小なり研究しておるようでございます。そこで将来はだんだん医学というものが発展いたしますと、ウイリスの研究に対します分野というものは非常に広いと思つて、そういう建前から、今後そういうウイリスに関する研究機関というものが、全国の各大学に普遍的に設置せられるものかどうか。あるいはいろいろ経費の關係で、一応総合的に京都の大学におけるウイリス研究所を利用するといふ建前で考えられておるのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○稲田政府委員 一応今回設置いたします京都大学のウイリス研究所は、単に京都大学の利用ばかりでなく、全国的にこの方面の研究者の共同研究に裨益するよう運営していただきたいと

希望して、大体そういうような下約束をもつて京都大学と計画いたしておるようなわけでございしますが、お話のよろにこればかりでなく、その他のウイリスの研究につきまして、今後それぞれの特徴を伸ばしていきたいと思つております。現に今御審議いただいております予算におきましては、阪大の微生物病研究所におきましては、はしかの部門を新設いたしました、そちらの研究はそれとして伸ばすつもりでございます。

○河野(正)委員 それでは一応京都大学に付置されましたウイリス研究所を総合的な研究機関とするという御意思であつて、普遍的に各大学が次々に設置するといふお考えは当分の内のかどうか、その辺を重ねてお伺いいたします。

○稲田政府委員 今まで予算の要求のありましたのは、お話の阪大だけでございます。将来各大学から予算の要求がございましたら、それぞれの特色を考えながら措置したいと思つております。

○河野(正)委員 ただいまのウイリスの研究所につきましては了承いたしましたので、将来そういう希望がございましたら、今後ウイリスに課せられました研究の分野というものは非常に広がり、今後非常に重大な研究部門となつて参りますので、一つその節には御善処願いたいと思つて希望いたします。それから学士院法案の内容につきま

立場から考えられる。片一方は先ほども言いますように相異なつた立場から考へておる。かなりこれは並行線が続けられるものだと思ふのですが、文部行政の立場から見ると同じ統合するにしてもできるだけ摩擦を少くしたいかなければいけないと思ふのであります。今のお話だけではわれわれちよつとわからないのですが、その間に呉市の当局並びに一般市民の市民感情というものと隔たりがある、これをどういうふうに進めていくために現在どういふ努力が払われておられますか。最近の事情をいさ少しお聞きいたした

○稲田政府委員 この件につきましてもは私も二、三年來統合の当初からその方針は内外に明らかにして参つたつもりでございますが、お話のように、昨年の夏ぐらゐから呉市において一面反対の御意見が非常に明らかになつたのであります。それ以來さういふお話を持つてこられる方に対して、文部省側がいろいろ御説明申し上げると同時に、現地におきましても学長その他の関係者が始終寄り合つていろいろ会合いたしてあります。委員会というほど正式なものではないと思ひますけれども、いろいろこの問題について現地におきましても進んでおるようでございますが、それとにらみ合ひながらまた文部省側においていたすべきことがあれば十分考へたいと思つておられます。

○山崎(始)委員 あまりはつきりしないんですが、私はこういう問題は必ず裏面では政治問題に結びつくのだと思つておられます。さうくばらんにお尋ね

ねいたします。現在まだ話が円満に解決しない過渡期だと思ひますが、これがもつれた場合に当局としては何か腹案といひますか、呉市の市民を納得させるような仲裁的な代案といひますか、何かお考へになつていらつしやいますか。

○稲田政府委員 一般に統合の場合にお話しのようによつて最後的にはいろいろな案が出てくるのでございませうけれども、その案が出て参りますにつきますと、やはり現在反対しておられる方が一体何があれば満足するかというふうなことがお申し出があつた場合、それについていろいろ具体案が出てくるのでございませうけれども、現在呉市の場合におきましても、それと医学部を病院に変えてどういふような措置をとらうかといふ話が出てきていない段階だと思ふのであります。もつとはつきりしたい御要望でもございませうけれども、それは可能であるかどうかをよく研究いたしたいと思ひます。

○山崎(始)委員 文部省当局としてはあくまで受け身の立場から、案が出てきたらそこで考へようというふうにお聞きするのですが、私らが聞いております範囲では、これはかなり深刻なように思ふのであります。ですから私は文部省の方でもある程度地味を納得さすだけの代案といひますか、医学部という、たびたび申しますが生活に直結しておる機関だけに、これは呉の市民の立場にとればかなり重大な問題だろ

うと思ひますので、こちらが先手を打つという言葉は強過ぎるかもしれませうが、ある程度積極的に文部省の方から何か出してやつて、早くこういう問題は解決をつけていただきたいと思ふ

○佐藤委員 御異議なしと認め、さう決しました。これより採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○佐藤委員 御異議なしと認め、さう決しました。これより採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○佐藤委員 御異議なしと認め、さう決しました。これより採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○佐藤委員 御異議なしと認め、さう決しました。これより採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○佐藤委員 御異議なしと認め、さう決しました。これより採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○佐藤委員 御異議なしと認め、さう決しました。これより採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○佐藤委員 御異議なしと認め、さう決しました。これより採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○佐藤委員 御異議なしと認め、さう決しました。これより採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○佐藤委員 御異議なしと認め、さう決しました。これより採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

すか。私も文部省に籍を置いておる者としては、教育委員会その他各方面から実はいろいろな問ひ合せを受けるのでもお聞きいたしますのでお尋ねいたしますが、どういふ一体進展状況なのか。大臣は給食会の監督責任の地位にあらせられますから、一つこの委員会

○清瀬國務大臣 このことは今檢察当局で捜査中でありましては給食課長は起訴される件につきましてもは給食課長は起訴されませんでした。去年の五月、六月、九月、十一月にそれぞれ必要以上のミルクの要求をいたしました、その額は文部省の係をだましたのだといふことで、詐欺罪の名目で起訴されております。三名ありましたが、あとの二人はまだ起訴状には接してありませんけれども、最初の起訴状のうち二人と共謀してということがありますから、あるいは残り二人も起訴される運命にありはせぬかと思つておられます。

○野原委員 大臣にお尋ねいたしました。これは教育委員会法との関係でございませうが、これは一体いつごろ国会に出す御予定でしょうか、お伺いしたいと思ふのであります。

○野原委員 三月下旬には成案を得て提出したいと存じます。場合に私ども質疑いたしますから、これ以上この点についてはお伺いをいたしません。

○野原委員 実は今御答弁に広島県とございませうが、間違ひではありませんか。清瀬國務大臣 そうですか、私は言葉が違つたかもしれませんが、長崎のこ

とを言っております。言葉の間違いで

○野原委員 まだ捜査中ですから、大臣としてはこれ以上立ち入ったことは申し上げにくいとお心持もよくわかりますが、実は大臣が申し上げなくても新聞は伝言なく書くのです。私も新聞を讀んで実はいろいろの問題を教えられておるので、私はこういうふうなあり方については、私は非常に遺憾にたえぬのでありますが、新聞は天下の公器でございますから、しかも責任ある大新聞が報道する場合には、相当の確信の上に立つてこれは書いておるのではなからうかと思っております。そこで私はこういう委員会で大臣が公表をばばか

る、あるいは捜査中であるから今触れたくないというふうな点は、秘密会というふうな要求もできぬことはないのではありませんから、でき得る限りこういう真相はやはり文教委員会には御報告していただきたい。私はこのことについて、まずその遺憾の意を表しておきたいのであります。

○清瀬國務大臣 ただいま捜査中と

言つたのは、検察庁で捜査の最中でございまして、いわゆる捜査の機密でありますから、われわれにもあからさまに言つてくれないのであります。起訴されましたものについては、さき申しましたのは、起訴状だけはもう起訴されたのですからもういまして、ここで申し上げておるので、私どもが知る事ができましたら、こちらは捜査責任者じゃありませんから、ちつとも隠しませんです。ただ当局に照会いたしましたら、被疑者をつかまえてやうという捜査中でありまして、責任ある調査ができないのでございまして。

○野原委員 検察庁から摘発をされて、いろいろな事情が明るみに出た場合に、行政上の監督責任者は何も知らなかつた、こういうことになつたとき、責任はどうかということになりましようか。

○清瀬國務大臣 具体的にこの事件の全貌がわかりましたら、そのときに考えたいと思つております。

○野原委員 なおこの問題から発展をいたしまして、実は学校給食のミルクの横流しだけではない、今日の日本学校給食会にまつわる問題は、これは相当根深いものがあるやうであります。私は今ここに確たる証拠をまだ十分取集しておりませんが、申し上げることは遠慮いたしませんから、とにかく全国にわたる学童にあれだけの膨大な物資が長年にわたつて出されておつて、しかもミルクだけでもこういうやうな問題を起すのであるから、これは大へんなことだといふので、目下検察庁はその方面に実は先を向けてきたやうに聞かれています。そうなつ

て参りますと、私は純真な学童に対する影響を教育上の観点から非常に憂えておるのでございまして、大臣としてはそういう点に御懸念を持たれたことではないのか。ミルクの横流しが問題になつてから、かなりの時日を経過いたして参りますが、そういう点に御心配を持たれたことがあるかないか、あるとすれば一体どういふお考えでこれらの問題を大臣の立場から究明されていらつしやるのか、承りたいのであります。

○清瀬國務大臣 この事件が始まりましてから、私大へん心配いたして参ります。それと同時にこの給食の制度は、今日は日本の学校教育の一つの大きな制度になつておるのであります。それにしては戦後早々にできたので、制度自身も不備でございまして。これらを一ツ理論的、系統的にたたいま調査を命じておるところでございまして。よく言つただいま調査中という意味じゃなくして、実際に調査を命じて何かこれを完全な統制のもとにおきたい、かやうに思つて参ります。

○野原委員 いずれこの問題は、検察庁の捜査の発表もまともであることであらうでしょうし、なお私どもは私どもの立場から実は関心を持つてその成り行きを注目し、やはりうみは徹底的に手術をして出さなければならぬと考えておられますので、いざそれそれの時期が参りました場合に、私はあらためてまた御質問もし、私の考えも述べたいと思つてございまして。ただここに私の全く老練心であれば幸いでありまして、大臣は、何回も申し上げますが、日本学校給食会の監督の地位に

立つておられるのであります。しかも全国の父兄、今日は学童、生徒までがミルクを飲むたびにこれは横流しではないかといつて、純真な子供までが実は給食の話題に供している。こういう事態を引き起した文部省当局の責任はきわめて軽視できないものがあろうかと思つて参ります。従つてミルクの問題だけではなく、学校給食物資が今日まで一体どういふ経路でこれが下部に流され、そして問題点がなかつたのかどうか、大臣みずから――私は清瀬さんの高潔な人格を信頼いたしますからあえて申し上げますが、大臣にこの責任が個人的にないことは私も知るのではありませんけれども、政治上の責任と申すから、そういう立場で、あなたとしてはこの方面に対する究明あるいは対策について万遺憾ない措置をとられんことを私は要請いたしたいのであります。

そこで次にお尋ねしたいことは、先般高知県の紀元節の式典について質問をいたしました、あの具体的な事実、それに対する大臣の所見を私が求めたところによりますと、私が本委員会に出ている席上で、何でも統方局長から報告があつたやに承るのであります。従つて私としては、これは私が出ている席上、いやそれはよくないことであるから、とやかくは申し上げませんけれども、二、三やはり疑点が残つておられますので、重ねて大臣にお尋ねをしたいと思つて参ります。私は紀元節がよいとか、建國祭は悪いとかいふ意見をここで持ち出さうと考へているのではない

のであります。今日の憲法とそれから改正されない今日の教育基本法のもとにおきましては、いやしくもあつて高知県の紀元節の式典といふものは許されるものであるかどうか、今日の法制のもとにおいて、今日の学校教育のあり方の上に立つて許されるものであるかどうか、このことに大きな疑問を持つておられるのであります。もちろん帝國憲法時代、戦争前の日本の教育からいけば、これを持たなかつたら大へんな問題を起すのであります。しかし今日のわが国の初等教育、今日まで文部省が指導して参りましたこの教育から考へて、あの事態が許されるかどうか、そのことをお尋ねしたいのであります。大臣の御所見をお願いしたいと思います。

○清瀬國務大臣 過日報告をいたさせましたときに、野原君おいでにならなかつたことは私も目で見ても遺憾だと思つておられますが、すでに記録をごらん下さつたことと思つて参ります。この速記ごらん下さつたでしやうか。

○野原委員 いやまだです。

○清瀬國務大臣 そろそろですか。ここに申し上げた控えもございまして、あつて学校があつたやうなことをやるのは、教育長には言つておられるやうでございまして。それゆゑにその点については非常に責むべきことでもなからうと思つておられます。当日土曜日であつたといふので、式典が済んでから子供を帰して参ります。すなわち授業を休んでおられるのです。これは私は少し遺憾だと思つておられます。教育長はつきり同意しておればともかくであります。教育長または教育委員会の明らかでない意を得ずして子供を帰してしまつて休

○野原委員 いやまだです。

○清瀬國務大臣 そろそろですか。ここに申し上げた控えもございまして、あつて学校があつたやうなことをやるのは、教育長には言つておられるやうでございまして。それゆゑにその点については非常に責むべきことでもなからうと思つておられます。当日土曜日であつたといふので、式典が済んでから子供を帰して参ります。すなわち授業を休んでおられるのです。これは私は少し遺憾だと思つておられます。教育長はつきり同意しておればともかくであります。教育長または教育委員会の明らかでない意を得ずして子供を帰してしまつて休

○野原委員 いやまだです。

日同様にしたということがあれば、これは遺憾なことだと思っております。そのほかにもやりましたことは、たとえ人間天皇、すなわち今の天皇は神様ではないのだということ、昭和二十一年に天皇みすからおっしゃったことをそこの読んで訓話いたしておるのではありませんから、天皇神格化を鼓吹したということでもないのでございませぬ。高知県の教育委員会自身ではそのことを知って適当に処理をいたしたと思っておりますから、直接文部省よりこの学校または校長に注意をする必要もなからう。この報告を得て、自來そのまま推移いたしております。

○野原委員 式の次第はどういうことでもございませうか。その式典をあげました式の順序ですが、どういうような項目になっておりますか、承りましたのです。

○清瀬國務大臣 式の次第は、まず皆が入場いたしました、これには生徒のみならずその父兄も一緒に入っております。それから礼拝をして、開式の言葉を申し、国歌を——君が代でありました、う、国歌を斉唱し、今申しました天皇陛下の昭和二十一年一月一日に賜りました人間天皇のお言葉を拜読し、校長が訓話をいたし、来賓、すなわち父兄及びPTAの諸君が祝辞を述べて、紀元節の歌、すなわち「雲にそびゆる」を斉唱いたしております。それから学校の校歌があると思っております。式の言葉、こういふことでもございませぬ。

○野原委員 これは大臣としては紀元節の式典とお認めになりませぬか。ならぬとすれば、どういふ理由でしよう。

○清瀬國務大臣 国家的式典というところではないのでございませぬ。当日は祭日でもございませぬ。しかしながらこの校長が自分の計らいで、昔の紀元節に当る日に日本の監国を、國の始まつたことを祝うために集まつた私の会、こう見ておるのであります。

○野原委員 国家的式典か私の式典か聞いておるのではないのです。紀元節の式典が国家的式典であつていけなことは当然であります。今日國家は紀元節を認めていないのでございませぬから。だから國家が認めていないよるな式典を、校長が全校の生徒、しかもおまけに父兄まで動員をして、学校教育の場をやつたということがやばり問題にならうかと思つておる。そういふ意味で私はお尋ねをしておるのでございませぬから、重ねてお伺いをいたしますが、これはいかにがでしうか紀元節の式典——國が認めた紀元節とはいかなくとも、従来あつた紀元節に類似するといへば變でございませぬが、同様の式典を、國が認めていないものをこの校長はやつたのだ、こゝういふようなお考えはございませぬか。

○清瀬國務大臣 あなたの類似という言葉を広く解釈すれば、やはり昔の紀元節に類似したことを私にやつた、こゝういふことと思ひます。

○野原委員 國が禁止をしておる。これは明らかに今日許していませんのでございませぬから、裏を返せば、禁止しておるわけでもございませぬ。今日のところでは学校教育では紀元節の式典はできないといふことになつておるんです。大臣、これは御承知だろと思ひます。大臣御自身建國祭を復活をした

い、二月十一日に紀元節を持つてきたいといふことは、大臣個人のお考えでございませぬけれども、今日の日本の教育を律する法令のもとにおきましては、できないのであります。そのできないことを校長が、いかに教育委員会の許しがありませうとも、やつていいたのかどうか。これはいかにがでしか。かういふ式典は教育委員会の許しがあればやつてよろしいものでございませぬから、その点承りたいたのであります。

○清瀬國務大臣 教育委員会が明らかに許可すれば、私は非常に差しつかえる点もなからうかと思ひます。ただこの日休業をしておるかどうかが、私非常に疑問となつておるのでございませぬ。

○野原委員 これは非常に重要でありますから、きよは私はお聞きして歸ります。これはあなたのお責任に關係しますよ、今の答弁は。緒方局長もそばにおつて、さういふ補佐をしないといふことになる、重大だと思ひます。教育委員会が許せば、こゝういふ式典ができておる、一体どういふ根拠に立つてさういふ考えを持たれるんです、大臣、いかにがでしか。教育委員会が許せば、こゝういふ今から十まであげたよるな式次第のこの式典は、校長はやつてもよろしいんです、教育委員会はこゝういふことを個々にやつてもよろしいのでございませぬ、いかにがでしか。

○清瀬國務大臣 法律に触れるとは私は思つておりませぬです。わが國の今の教育法のもとにおいても、やはり國民に歴史的事実を教え、愛國の精神を喚起するといふことは、違法ではないと思つております。ただ、現在始終引

用されまする教育基本法においては、愛國心という文字は書いてございませぬ。けれども、正しい伝統を教えることを非常にとがめるといふことでもないのでありますから、この範圍のことは文部省から責めていくといふことは、適當な措置ではないと思つております。

○野原委員 教育の場で歴史的事実を教えた、愛國の精神を振起したりすることが悪いといふようなことを私は言つておるのではありません。問題は、その歴史的事実とは何か、愛國の精神とは何かといふことです。少くとも今日の教育では、愛國の精神とは、天皇をあらん人神とあがめ奉る愛國の精神であつてはいけないといふことになつておるのであります。天皇は決してあきつみ神ではない、國民は民草ではないといふことが、今日の教育の精神でしよ。ところがこの式典は、なるほど式次第の五番のところ、人間天皇の詔書を讀まれた、こゝういふことではありますけれども、一体どういふ式辭がなされたのか、こゝにも問題があるのです。有志の方がお祝いの言葉を述べられた、校長がいかにをされた、一体その言葉は何であつたか。それからこゝういふ式典全体の雰囲気の中に生徒を置いて「雲にそびゆる高千穂の」を歌つた。私は「雲にそびゆる高千穂の」を個々人が歌うことは何ら差しつかえないと思ひますが、「雲にそびゆる高千穂の高嶺おろしに草も木も」ですか、なつかしい歌です。まことに昔なつかしいですね。(笑) 郷愁を覚えるよるな歌なんですか、曲といひ、歌詞といひ。それから「なびき伏しけん大御代を仰ぎきよこそ樂しけれ」こ

の歌の歌詞全体でも問題はあります。こゝういふ点に問題があるから、こゝういふことは学校式典の中では好ましくないからといふので、昭和二十三年に國の祝日に関する法律ができました場合には、これがお預けになつております。さういふ問題のある箇所を校長が教育委員会の許しがあつたからやつたのだ。一体その教育委員会はさういふ見識を持つて許したのかにも、また大きな問題はございませぬけれども、さういふことは許されるのだ、こゝういふ大臣のただいまの答弁は、きわめて重大でなければなりません。私はこの問題は私自身も少し掘り下げまして目をあらためて——大臣の責任に觸れることにならうと思ひますが、いかにがでしか、お取り消しになるつもりはありませぬか。可許すれば可能だといふその言葉は、お取り消しになつた方が無難ではなからうかと思つておるのですが、どうですか。

○清瀬國務大臣 理屈より事實が一番大切と思ひますから、もう一つ付加いたしておきます。今のところの校長がどういふ訓話をしたかといふことではあります、これは電話問答でありますので非常に正確とは言ひませんが、当日こゝういふ話をしております。校長先生は、個人にも誕生日があること、國にも誕生した日がある。これが今日二月十一日、日本ができてから今年で二千六百十六年目である、國の歴史を大事にしてこの國を育てていこうではあります、こゝういふ趣旨の訓話をしたものであります。これが果して二千六百十六年であるかいなかについては、歴史家の間に議論はあります。しかしながら長い間の伝説として日

本書記にある通り、辛酉の年庚辰の朔日、一月一日、このときに大和の橿原で神武天皇が御即位になったということは、通常の伝説じゃありません。われわれ祖先が長くこれを信じ来たったものだ。少くとも明治以後終戦まではこれを実行したのでございませう。客観的日付といえ、キリストさんのお生まれになった日だつて、これは正確じゃありません。仏誕すなわちお釈迦さんがお生まれになってから二千五百年ということも、必ずしも正確でありませぬけれども、国民感情あるいは国民の信念で、日本は神武天皇が大和の橿原で即位になったときに国が始まったというこの広い感情は、これを抹殺すべきものではないと思つております。ゆえに、今の説本にこれがなくとも、子供にこのことを教えるという事は、日本の教育としてはわが国の伝統を伝えるとして妨げないと私は思つております。あるいは当日の歌の歌い方とか、あるいは頭の下げ方といったようなこまかなところについては、私は目で見ているのでありませんから、一々これを非難も賞賛もいたしませんけれども、今日次の時代の国民に向つてわが建国の事実を教えるという事は私は差しつかえがない。今まで申し上げたことは言葉に拘泥せず、私の意味をもつて御了承願ひたいと存じます。

○野原委員 了解できません。はつきり言います。あなたのただいまの御答弁は私は了解できない。二千六百十六年でありますか、そういうことはさういうふうな見方もあるでしょう。しかしそのことが歴史的事実であるかどうかという事は、あなたと議論するだけやばなんです。それはあなたの個人的な考えであつて、私ははつきり言います。文教行政をあなたが主宰される、こういう限りにおいて、日本の教育者はあざんとするでしよう。今日の私の質問、答弁の速記を少くとも教育に関心を持たれる識者が読んだ場合に、一体どういふ反響が起るかを御反省願ひたい。私はあらためてこの問題を取り上げます。終ります。

○佐藤委員長 関連して山崎始男君。○山崎(始)委員 ただいま野原委員の方から高知県の紀元節の問題で御質問がありました。私はその精神において非常によく似た問題を申し上げまして、大臣の御所見を聞き、同時に私自身の日ごろ疑問に思つておるその疑問の解決の一助にしたいと思ひますので、お尋ねいたします。

御承知のように、最近全国の津々浦々に至るまで遺族会が忠魂碑の再建という事を非常な勢いでやられておるのがあります。私はそのこと自体のよし悪しという事をお尋ねするのではありません。ただ問題は言葉の問題、文字の問題で、忠魂碑という文字です。御承知のように、占領治下にはジープに乗つてあちらの監督官がこちら回つて、わざわざあれを倒させたものです。びつくりして倒して、それを二つに折つたり三つに折つたりしたところもございませぬが、中にはそれを見えないように倒したやつを土の中に埋めておつた町村もたくさんある。さういふようなものを最近土の中から出して建てておる。これはまだしもですが、新しく石屋に頼んで作るのに、わざわざ忠魂碑という言葉のものをまたそこへ再現しているのです。私の知つておるある町であります。その忠魂碑を新設いたしました。学校の生徒をその前に全部並べて、その落成式といひますか完成式をやつた。さういふ例もたくさんあるものであります。そのときに、現在の子供といふものは――先ほど野原委員から尋ねておりましたように、新しい憲法に基づく教育基本法の精神にのつとつて、天皇は人間であるといふ考え方がすべて教育のあらゆる面に出ていると思つて教育の間に、さういふ文字を見たときに、どういふふうな気持ちになるだろう、これは文教行政をなさる立場の者として非常に考えなければならぬ問題ではないか、私はさういふ場面にしよつちゅう出つくわすのであります。常にそれが私の気持ちの中に大きな疑問となつて残るのであります。大臣はさういふ問題に対して、忠魂碑という言葉があるいは英霊の塔とかなんとかいふなら問題はなにかもしれませんが、さういふふうな言葉と文字でもつてさういふことをすることは、果して新しい教育のあり方の上から見ていいことなのか悪いことなのか、好ましいことなのか好ましくないことなのか、この際一つ御所見をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○清瀬國務大臣 言葉にはそれぞれ言葉の持ち味のあることとございませぬ。それからまたおのおのの社会観、人生観にもよることとあります。ただ歴史といふものがあるの、封建時代には藩主に忠をしたのはいいことで、今に至るまでわが国では赤穂の義士といつて、藩主のために尽したことを義、すなわちよきことといつておるのです。明治大正の間はわが国では天皇が主権を持たれていたのであります。国際法からいへば、国家に主権があるのでありましようが、これを天皇が持たれると解釈して国民教育をしておつたのであります。国民も軍隊も学生も、みんなこれを信じて身を犠牲に供したもので、これを忠魂と称することは私は差しつかえはないと思ひます。ただ国家がかくのごとく、たとひ占領下といへども、国家の主権の所在が變つて、今日人民主権となつた場合に、昔と同じように天皇に対して身をささげよといふ教へは、学校ではすべきものじゃないと思ひます。そのときわれわれの父兄がやつたことは、わだかまことじゃなくして、これを忠魂と唱えて奉仕することはいかに差しつかえないと思ひます。

○山崎(始)委員 どうもただいまの御答弁は、先ほど野原委員が遺憾の意を表しましたが、それと同じような気持ちを私は持つのでございませぬ。要するに、私は漢字じゃありませんから、大臣が今おっしゃつたようなことはよく知りませんが、いかに占領治下とはいへども、忠魂碑というその文字からくる、一つの目に見えない教へといひますか、さういふようなものを建ててはいけなからい、これが現在のようにならぬ、占領治下の行き過ぎは是正をするんだというあなたの方のお考えであります。これは是正をするにいかにかかわらず、やはり憲法が残り教育基本法が残つておる以上、私は純心な子供といふものは、大臣が今おっしゃつたようなふうには現実問題として受け取らぬと思つておる。日常学校で習つておる社会科にいたるところで、あらゆる教育といふものは相反することを習つておる。自分が住まつておる町なら町、村なら村の、お宮の境内とかあるいは学校の校庭へ行つてみると、相反する一つの味わいが出てくるものが立つておる。しかもそれが村をあげ、あるいは町をあげて、中には学校の生徒が全部そこへ行つて、いろいろの訓辭なり話を聞いてそのお祝いをやるという、全く教育といふものと實際社会の環境といふものは分離されておる現状なんです。それを文教行政の責任者であられる大臣が、ただいまのような御見解を披歴されるといふことは非常に遺憾じゃなからいと思つてございませぬ。重ねてお尋ねします。が、やはり私は当時のさういふ忠魂碑といふものはいけなからいだといつて取り除かせた、たしかこれは社会教育の所管でありますか、当時どこでありましたか私もおつきり覚えておる。が、やはり法的な所管の所在といふものは、文部省関係じゃないかと思つては、文部省関係じゃないかと思つては、あなたの御所見を再度お聞かせ願ひたいのです。これは非常に小さいことのようにありますが、現実の教育の上からみたら、かなり大きな問題も含まれており、常に私は非常な疑問を持つておるのです。どうも大臣の今の御見解では、私の疑問も氷解をしませず、むしろ逆に大臣自身のお考え方が、非常に遺憾だといわざるを得ないのです。もう一度御所見をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○清瀬國務大臣 私もこれを小さい問題だと思つておる。非常に大きな問題だと思つておる。しかしながら幾ら幼小の子供の頭にもこの區別はできると思つておる。今は日本は国民主権の時分であるから、一番尊い

のは国民で、尽そうと思えば国民に對して尽すべし。しかしながら過般の戦争以前においては、お前たちのお父さんもおにいさんも、やはり天皇に主権があると教えられ、またこれを信じておつたのであります。戦争前の学校や軍隊では、すべて天皇に主権があることを信じ、活動しておつたのであります。また明治憲法は事実そうであつたのです。その時代において天皇に尽すことは忠といつて、人間の一つの美德であるのだ。今天皇を神だと思えというのじゃないぞ、今天皇のために死ぬというのじゃないぞ、今天皇のためには、おにいさんの身を尽されたのは、この崇高な考えのもとにいつているのである。というこの教えはできるものと思ふのです。現在と過去と二つに切つて教えることは可能と思ひます。おとなには直ちにできる。なるほど相手が子供でありますから、少し込みいってはおりますけれども、それだけの勞をとつて、あなたのお父さん、おにいさんもお死したのではなかつたのだ。その時分の日本としてはすべき義務を尽したのだ、国民としてはすべき義務を尽したのだ、国民としての神聖なる義務を尽したのだといふこと、これは教えていいと思ひます。現に靖国神社には死んだ兄あるいは死んだ弟を祭るために地方から陸續として国民は参拝しているのです。靖国神社の前で、これは大死にしたらんから帰れ帰れと言つたら大へんなことです。私はやはり死んだ人の功績はたたえていいと思ひます。その時分の日本の国體がそうであつたのです。ただその後国體が變つたのでございますから、この區別は容易にできることで、それができないはずはないのであります。

○山崎(始)委員 私が指導しておるとだいぶんピンとがはずれているのですが、私はそれを祭ることがいい悪いを言つておるのではないのです。忠魂碑という言葉をわざわざ新しく石屋を頼んで作らなければならぬか、こゝ言つておるのです。いわゆる戦士の墓であるとか、あるいは英霊の塔であるとかいふ言葉も使ふことは使ふのです。それをわざわざ何を好んでか、忠魂碑といふ言葉の復活をやつておるのが現状です。しかもその前で純真な生徒児童が逆の教育を受けておるのが現実なんです。言葉の問題であるから非常に小さいように見えるが、これは必ずしも小さくない。この忠魂碑といふ言葉がいいか悪いか、イエスかノーか、それだけお聞きすればいいのであります。

○清瀬國務大臣 占領時代においては、何しろ占領軍といふのは、もと敵であつた人ですから、それが忠魂碑をやがつたのは、これはアメリカ人としては無理はないのです。しかしながら當時は断腸の思いでありました。今日當時の勇士を守る記念碑に忠魂碑と書くといふことは、今の日本としては禁止すべきものじゃないと思ひます。

○山崎(始)委員 そういたしますと、忠魂碑といふ言葉を倒したときに、占領下ではありましたが、これは私も記憶はありませんけれども、社会教育の方でずいぶん指導をやられたと思つておつたと思つたのです。またその後國體の通牒あたりを取り消されたのかどうかどうですか。御存じないですか。

機關としてはいけないということだつたらうと思ひます。われわれ個人が、自分の仏壇で、自分の庭でやることは、何ぼ占領軍といふこともやるべきものじゃないかと思ひます。しかしながらそれは過去のことで、昭和二十七年四月二十八日にわが國が独立した以上は、われわれはどんな墓を作ろうと、どんな記念碑を作ろうと、米軍からの指図を受くべきものではないと思ひます。

○山崎(始)委員 最後に一点だけ。私はあえて結論を急ぎませんが、そうすると大臣のお考えでは、忠魂碑といふ言葉を使つてもいいということなんです。

○清瀬國務大臣 忠魂に對して忠魂碑といふ言葉を使つていいと思ふのです。忠魂でない人に忠魂碑といふのはいけないが……。

○山崎(始)委員 私やめようと思つたのですが、そういうふうに言われると申し上げなければならぬ。今日町をあげて村をあげて、忠魂碑といふもの、内容はあなたがおつしやる通りで、昔日本の國のために一生懸命にやられて戦死された人のことなんです。それを祭つておるということはけつこうなんです。その場合に、新しい憲法下ではもとより、今日の教育にはないのかかわらず、わざわざそのお祭りをするときに忠魂碑といふ言葉を使つていか悪いかだけを聞いておるのであつて、それだけでいいのです。ほかのことは要らないのです。

○清瀬國務大臣 それについてはすでに答へてあると思つたのです。わが國が憲法を改正する以前において、すなわち天皇に對しては忠をしるゝと教育勅諭

でも教えられ、軍隊勅諭でも教えられ、それを信じて身を犠牲にしたる人を忠と稱し、その記念碑に對して忠魂碑といふことは、われわれは決して禁すべきものじゃないと思ひます。言葉の趣意です。あるいは殉國塔とか忠靈塔とかいろいろ言葉は使えまじやうけれども、言ひなれた忠魂碑といふことを選ぶ人があつたならば、それを政府からとめべきものじゃないと思ひます。

○山崎(始)委員 とめるとかおめぬのかと言つておるのじゃないのです。好ましいか好ましくないかを聞いておるのです。

○清瀬國務大臣 好ましいとか好ましくないかといふことは一つの趣味のよくなことで、こゝで答へ得ることは、法律で禁するが法律で禁しないか、われわれ内閣が行政でとめるとかおめぬかでございます。清瀬一郎の社会観あるいは趣味といふことならば、しいて言へといへば申し上げますが、御参考にならぬと思ひます。

○佐藤委員長 河野君。

○河野(正)委員 御承知のように大臣は今日まで教科書の内容にいろいろ誤謬があるので、教科書を改訂したいといふようなことで、近く教科書法案というふうな法案を出される予定のようになつておられます。こゝういつた教科書の抜本的な改革といふものは、今日の教育制度に非常な重大な影響をもたらすものと私とも考へておるわけでございます。そういう立場から、ただいま議題になつております紀元節の問題を取り上げて質問申し上げたいと思ひます。ただいま申し上げましたように、教科書の改訂といふきわめて重大な問題については、その改正の根拠は

教科書の内容にいろいろ誤謬があるといふようなことでござりますが、今日の紀元節の歴史的背景と申しますか、あるいは科学的な根拠と申しますか、そういう紀元節の根拠につきましても、はきわめて不明確なものがあるわけでございます。先ほどから二千六百年とか十一年とかいふ話も出て参りましたけれども、そういう点にきわめて歴史的背景にあるいは科学的に不明確なものがある。そういうことで國民の祝日に關する法律の中では除かれて参つたと思つてござりますが、そういう不明確な根拠に基いて行つた紀元節の行事を、あたかも文部大臣がお認めになつて、御意思を發表なされまふことは、教科書を改訂して大幅に教育制度を改革してまいらうと、この中で申したべられたいろいろな理由と矛盾するものがあるような印象を受けるわけでございます。その辺の大臣の御所見をまず承つておきたいと思ひます。

○清瀬國務大臣 まことに幅の広いお問ひでありましたが、教科書の改正は三つの目標があるのです。まず今の教科書に誤謬が非常にあることを発見したのが一つ、もう一つは全部ではありませんが、あるものについて思想的偏向があることを発見したのが一つ、もう一つは価格が高過ぎるので、この三つを改めようといふのであります。思想的偏向はひとり左の方への偏向のみならず右の偏向もよくないので、中正なものを教科書としては作りたといふ考えであります。今私が紀元節、忠魂碑等について答へたことは、私は言葉が下手でありますから、響きにおいて幾らか昔に戻るような意味で

教科書を作りはせぬかというお問い合わせあると拝察しますが、そういう考えは手頭ございません。検定制度でいいものが申請されることを希望しております。いい教科書は検定して次の時代の国民に読まされたい、これだけのことで何もほかに野心はございません。

○河野(正)委員 たいま教科書改訂については重要な三つの理由があるのだというように開陳されたわけでございますが、その中で思想的な偏向という言葉が使用されたと思うのでございます。ところが今度行われまして高知県の紀元節の問題にいたしましたも、御承知のように学校は公けの場所でございます。国におきましては国民の祝日に関する法律が制定されてお

りながら、そういう公けの場所での法律を犯すかのような印象を受けるような行事をいたしますことは、私どももいたしましては遺憾だと思っておりますし、そういうことを特定の学校が全国に先がけて率先してやりますことは、先ほど大臣も右あるいは左の偏向というふうな御言明もあつたと思ひますけれども、むしろ復古調的な偏向した一つの運動に値するようない行事はなからうかというように考へるのであります。そのような学校の態度に對しまして、大臣はいかなる御所見を持つておられるか、その点を伺いたいと思ひます。

○清瀬國務大臣 この点は先刻野原君のお問いに對しお答えいたしました。ただ全体を見まして、天皇は人間であつて神じゃないといふことは十分に教えておるのでございます。個人に誕生日がある通りに國にも誕生日がある、こういう限度であつて、私は右

翼偏向の行事をやつたとは思つておらぬので、ただ当時學業を休んでそれをやつたといふことに少し行き過ぎがある、かように感じております。

○河野(正)委員 たいま大臣の答弁を承つて参りますと、校長は、天皇は神ではないのだ、人間であるといふような訓辭をやつたのだといふような話。あるいはまた先ほどからいろいろ大臣の答弁を承つて参りますと、日本の当時の國情と申しますか、慣例と申しますか、あるいは國體といふものがさうであつたので、先ほど私どもの同志であります山崎委員から御指摘がありましたように、忠魂碑といふ言葉を使つても差しつかえないのだといふような、当時の國體がさうであつたからといふふうな話を再三再四承つて参るのでございますが、しからば、当日校長がなびき伏しけん大御代といふあの紀元節の歌を歌つたといふことでございますが、これは當時はさうであつたかも知れませんが、明治あるいは終戦までの間はさうであつたかも知れませんが、なびき伏しけん大御代といふふうな言葉は、今日の新憲法にうたわれております主權在民という立場から考へて参りますと、私は全く適切を欠くといふふうに考へるわけでございますが、その点はいかがでございますか。

○清瀬國務大臣 あの歌は神武紀元の当時の日本の國情を歌つた歌であります。

○河野(正)委員 そこで先ほどから大臣がいろいろと開陳されますように、当時の國體がさうであつたから當時さういふ歌を歌うことは、私どももいた

しまして了解いたすわけでございます。すけれども、少くとも今日の憲法のもとでそのような歌を歌うといふこと、しかも批判力のない小さい学校の子供たちに、無批判的にさういふ歌を歌わせるといふことが、果して今日の新しい憲法のもとで正しい指導方針であるかどうか、その点をお伺ひいたしと

うございませう。

○清瀬國務大臣 それが先刻山崎さんのお問いに對して申し上げたのと同じことでもあります。今日日本國民は天皇になびき伏せよ、今日を言ふのじやございませぬ、二千數百年前大和の國原で式典をあげられた時分には國民全部がなびき伏したのだといふ昔を追想してそのときの状況を歌つておるのでございませぬから、これはとめる必要はございませぬ。しかしそれと混雜して、今でも天皇は神さんではないが神さんに近い人で、陛下のおつしやることには何でもなびき伏せよといふふう

に聞える説話をすればそれはいけません。今の憲法に反しておられます。現在の憲法が民主主義の憲法だといふことはおそれくは校長は日夜子供に教へておることでございます。しかしながら往古を回顧すれば、どこの國でもさうでございますが、日本國の初めはやはり君主制であつて、しかも神武天皇は名のごとく武の天皇であつて、大和原の檉原の宮で式典をあげられた、その時分には萬民がなびき伏したのだ、こういういふに描寫したま

ことにいい歌だと私は思つております。

○河野(正)委員 学校の生徒がたたくさ

んおる中で、たいまの大臣のようになびき伏したと描寫したまことにいい歌だと私は思つております。

は、私は誤りはなからうと思ひます。ところが御承知のようにこの学校は小学校でございますから、全く批判力のない児童たちでございます。さういふ児童たちに今のような歌を単に歌わせるだけで正しい指導ができるかどうか。大臣がおっしゃいますように、この歌は、われわれの祖先がさうであつたのだ、当時の國體がさうであつたのだといふような註釈を加へるいは説明を加へて歌わせるということになれば、私は多少わからぬでもないの

でございますけれども、無批判的に何ら註釈を加へることなく、説明を加へることなくして、このような歌を今日の新憲法下において歌わせるということに

つきましては、私どももいたしましてはさういふことがないかと思ひます。私どももこの行事に對して何か御支持をなさつておられるような印象を強く受けてならぬのであります。ところが、現地の教育長のごときは、當時の行事は行き過ぎであつたといふことを明白にいたしまして反省の態度を示しておられるわけでございます。少くとも現地の教育長すらその行事が行き過ぎであつたといふことを反省しておられる。しかも今日いろいろ偏向教育といふ問題が地方におきましても論議されておる。大臣は、文教に關する一國の最高の責任者でございます。さういふ立場から、少くとも今日いろいろ論議されましたように、今度行われたいまの紀元節式典につきま

してはいろいろ誤解を生んだことは事実でございます。さういふ問題が起りました学校當局に對しまして、教育委員会を通じて反省を求めるとかあるいは何か善処するようなお氣持があるのか

なと思ひます。

近ごろ使つておる歴史の本などを見ると、これが間違つておるのです。原始社會といつて、昔共產社會があつたやうに書いてあるのですが、さういふやういふ昔の社會は、一家には家長があり一群には酋長があり、日本全体に大和朝廷があつたのだ、これがほんとうの原始社會の姿でございます。そのことは教へておるやうなことです。これを教へないで、今でもなびき伏せなといふことをいつたら、それは責任があると思ひます。私は何らこの校長先生を弁護する考へはありませんが、あとさきを見るとき、その混雜はしておらぬのじやないかと見ておるのです。

○河野(正)委員 大臣個人が紀元節を実現すべしといふきわめて熱意をお持ちでございますから、御答弁を承つて参ります。さういふこの行事に對して何か御支持をなさつておられるような印象を強く受けてならぬのであります。ところが、現地の教育長のごときは、當時の行事は行き過ぎであつたといふことを明白にいたしまして反省の態度を示しておられるわけでございます。少くとも現地の教育長すらその行事が行き過ぎであつたといふことを反省しておられる。しかも今日いろいろ偏向教育といふ問題が地方におきましても論議されておる。大臣は、文教に關する一國の最高の責任者でございます。さういふ立場から、少くとも今日いろいろ論議されましたように、今度行われたいまの紀元節式典につきま

してはいろいろ誤解を生んだことは事実でございます。さういふ問題が起りました学校當局に對しまして、教育委員会を通じて反省を求めるとかあるいは何か善処するようなお氣持があるのか

なと思ひます。

なと思ひます。

いのか、その辺を一つ承わつておきたいと思ひます。

○清瀬國務大臣 私も、多少行き過ぎたところでは、先刻の答弁でわかる通り認めておるのであります。子供を学校を休ませてどういふことをしたことは行き過ぎだと思つておられます。しこうして高知の教育委員会も同様に考へてその旨の表示をしておるようでありまして、この上文中部大臣から特に校長に対して反省を求めるといつた手続はとりません。

○河野(正)委員 とられなかつたが、しかし今日この問題が非常に物議をかもしおることは否定することのできない事実でございます。そういたしましたすと、いい悪いは別といたしまして、これが物議をかもしました以上は、大臣といたしまして、直接学校に關係ないかもわかりませんが、教育委員会等を通じて何らかの善処をされる御意思は当然私は必要ではなからうかといふふうに考へるわけでございますが、その点を重ねて御答弁をお願いしたいと思ひます。

○清瀬國務大臣 このことにつき深甚の考慮をめぐらしたのであります。が、こちらからてんまつを聞いてやり、委員会においてそのてんまつを報じ、その行き過ぎたる旨を高知教育委員会が認めて、適当に善処すれば、しいて中央よりかれこれ言われない方がいといふ結論に達したのであります。あなたの方のおつしやる教育の地方分権、文部大臣は教育内容には干渉せずといつたようなことで、これ以上かれこれ言へば、あなたの方から御批判でも受けやせぬか、こゝろを考へて持っております。

○河野(正)委員 私がそゝういふ心配をいたしましたのは、これは新聞の報するところでございますから真偽はわかりませんが、この高知県の小学校の校長の談話を聞いてみますと、いろいろ批判はあるけれども、自分は正しいと思つておる。現地の教育委員会は行き過ぎである、こゝろ言つておるにもかかわらず、校長さんは、いろいろ批判はあるけれども批判は甘んじて受ける、自分はこの運動のために、もし将来紀元節が復活する一つの大きな動機になるならば仕合せだといふ意味の談話を発表いたしましたわけでありまして、そこで高知の教育委員会は行き過ぎであると言ひ、また世間におきましても非常に大きな物議をかもしおる、ところが校長は何ら反省の色なくして、批判は甘んじて受けるといふふうな態度であるといふことが新聞で報道されておるわけでありまして、そゝういつたことで、私がたゞいま申し上げますように、教育の地方分権を尊重されることは、教育の地方分権を尊重されることには、私がかたがた申し上げるべき筋合いのものではなからうと思つておるわけでありまして、そゝういつた意味で私はお尋ね申し上げておるわけでございます。

○清瀬國務大臣 今御引用の校長の申した言葉は、私存しておりません。校長が教育委員会の言つたことに反抗的の言辭を弄するといふことであつたら、内容いかんにかかわらず、好ましくないことでございます。その他のことは先刻お答え申した通りと御了承願ひます。

○佐藤委員長 文部大臣が内閣委員会に呼ばれておられますので、本日はこの程度といたし、次回は二十三日午前十時より委員会を開会いたします。これにて散会いたします。午後零時十三分散会

〔参照〕
国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
日本学士院法案(内閣提出)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

した言葉は、私存しておりません。校長が教育委員会の言つたことに反抗的の言辭を弄するといふことであつたら、内容いかんにかかわらず、好ましくないことでございます。

その他のことは先刻お答え申した通りと御了承願ひます。

文部大臣が内閣委員会に呼ばれておられますので、本日はこの程度といたし、次回は二十三日午前十時より委員会を開会いたします。

これにて散会いたします。

午後零時十三分散会

〔参照〕

国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

日本学士院法案(内閣提出)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十一年二月二十四日印刷

昭和三十一年二月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局